

選手の権利保護規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本近代五種協会（以下「本協会」という。）に所属する選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）の肖像等の取扱いを定め、選手等の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「肖像等」とは、個人の容貌・姿態及び個人を特定し得る氏名、呼称、肖像、音声、筆跡、記録等をいい、写真、動画、イラスト、サイン、録音等が含まれるがそれに限らない。
- (2) 「肖像権」とは、肖像等をみだりに撮影もしくは記録され又は、肖像等を公表又は使用されない権利及び肖像等のもつ財産的価値を使用する権利をいう。
- (3) 本条(1)の「肖像等」と同(2)の「肖像権」をあわせて「肖像権等」という。
- (4) 「肖像使用料」とは、使用料、出演料、謝礼、その他の名目の如何を問わず、選手等としての肖像権等を第三者に使用等させることに対する対価であると合理的に判断できるものをいう。

(基本原則)

第3条 本協会は、以下のとおり、選手等の肖像権等を適切に取り扱い、選手等の権利保護に努める。

- (1) 本協会は、定款第3条に定める近代五種競技の普及及び振興を図る目的のため、選手等の肖像権等を使用するものとする。
- (2) 本協会は、選手等から委託を受けた肖像権等を適切に管理するとともに、その肖像権等を保護する。
- (3) 本協会は、第三者に対して選手等の肖像権等の使用を許諾し、その対価として肖像使用料を受け取った場合、選手等に還元する場合を除き、本協会の選手強化費に充てるなど、近代五種競技の普及及び振興の目的のためにのみ使用する。

(選手等としての肖像の管理・運用)

第4条 選手等は、本規程に同意し、自らの選手等としての肖像権等の管理・運用について、専属的に本協会に委託するものとする。

- 2 本協会は選手等から委託を受けた肖像権等について、第三者による権利侵害を受けることがないように、また、選手等の不利益にならないよう、適切に肖像権等の管理・運用に努める。

- 3 選手等は、本協会の文書による許諾なく、選手等としての肖像権等の管理・運用を本協会以外の第三者に許諾ないしは委託してはならないものとする。
- 4 本協会は本規程に定めるところにより、選手等としての肖像権等を自ら使用し又は第三者に対してその使用を有償又は無償で許諾できるものとする。
- 5 本協会が選手等としての肖像権等を第三者に使用させることの対価として金銭その他の経済的利益を受けた場合、本規程第9条の定めるところに従い、その経済的利益を配分するものとする。

(本協会による肖像使用)

第5条 本協会は、本協会が行う広告、宣伝、広報及びプロモーション活動並びに本協会が製作するグッズ等に選手等としての肖像権等を無償使用できるものとし、選手等は積極的に協力するものとする。

(官公庁・公益団体等による肖像使用)

第6条 本協会は、スポーツ庁・防衛省・警察庁・消防庁その他の官公庁（以下「官公庁」という。）並びに、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、その他公益性が高いと本協会が判断する機関ないし団体等（以下「公益団体等」という。）に対し、当該官公庁及び公益団体等の広報活動に使用させる目的のもと、選手等としての肖像権等の使用を有償又は無償で許諾することができる。この場合、本協会は官公庁又は公益団体等に、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、不相当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

(近代五種競技の発展のための肖像使用)

第7条 本協会は、近代五種競技の発展に特に寄与すると判断される場合、前条に定める以外の者に対して、選手等としての肖像権等を使用することを有償又は無償で許諾することができる。この場合、本協会は、許諾を与える者に対し、原則として事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、近代五種競技の発展に寄与しないと判断される場合、もしくは不相当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

(第三者による肖像使用)

第8条 選手等は、第三者から選手等としての活動に関連して以下の各号に定める申し入れを受けた場合には、速やかに本協会に報告し、本協会の指示助言に従うものとする。

(1) 広告出演

所属チーム以外の第三者の広告、宣伝及び販売等の商業活動への関与、第三者が開催するイベントへの出演

(2) テレビ、出版物等への出演・取材

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、インターネット等の出演・取材（大会結果等のスポーツ報道及び別途本協会が認める定期刊行物は除く）

(3) グッズへの肖像使用

有償販売又は無償提供されるグッズ等への肖像権等の使用

(肖像使用料)

第9条 本規程に定めるところにより本協会が、第三者に対して選手等としての肖像権等を使用させ、肖像使用料を受領した場合には、選手等との間で協議して定めた割合に応じて肖像使用料を分配等するものとする。

(その他)

第10条 本規程の定めのない事項については、本協会、選手等、所属チーム等の当事者間による誠意を持った協議により円満な解決を図る。

2 前項の規定にもかかわらず、当事者間で協議が整わなかった場合には、選手等の不服申立の権利により、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停規則に従ってなされる調停により解決されるものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年6月4日から施行する。